➡令和6年5月改定

父母離婚後のお子さまの戸籍と氏について(入籍届)

離婚した夫婦の間に子がいる場合、子の戸籍を異動させるのか、氏をどうするのかを検討する必要があります。

ここでは、筆頭者父、配偶者母、子A(成人)、子B(未成年)の4人家族を例として、未成年の子Bにつき母を 親権者と定めて父母が離婚届を提出した場合について説明します。戸籍の筆頭者とは、その戸籍の先頭に 名前がある方のことで、婚姻の際に夫の氏を選択した場合は夫(父)が筆頭者、妻の氏を選択した場合は妻 (母)が筆頭者となります。

【子の氏について】

- ・同じ戸籍にいる者は、同一の氏(筆頭者の氏)を名乗ります。
- ・父母が離婚届を提出しても子は従来の戸籍に在籍したままとなり、氏も変わりません。
- ・母と同じ氏を名乗りたい場合は、母と同じ戸籍に異動(入籍)する必要があります。

【離婚後の戸籍について】

- ・離婚により除籍となり、戸籍が異動するのは母のみです。
- ・未成年の子につき親権者を母に定めただけでは、子は母の戸籍に異動しません。
- ・母が離婚の際に自身が筆頭者として新しく戸籍を作っている場合、子を母の戸籍に異動するためには、別途母の戸籍に入る手続きをする必要があります。
 - ~離婚届出後の戸籍~

子の戸籍

7 / TD		
本 籍 氏 名	ΔΔ ΟΟ	
省	<u> </u>	
	【名】〇 〇	
出 生 婚 姻 離 婚		
除籍	【名】 ● ●	
出生婚姻離婚		
	【名】 人	
出生		
	【名】 B	
出 生 親 権		

母の新しい戸籍

本 籍 氏 名		••
省	<u>■■</u> 各~	
		• •
出生		
離婚		

【親権者母と子の戸籍が別でも問題ないのか】

- ・問題はありません。実際に親権者母と子A、子Bが共に生活しているが、戸籍は母と別ということはあり得ます。 親権者の戸籍に子を異動させなければならないという義務はありません。あくまで希望される方のみです。
- ・母が離婚の際に戸籍法77条の2の届を提出し、婚姻していた時の氏を離婚後も引き続き使用している場合は、戸籍は別々であっても母と子の氏は同じなので、日常生活において支障はないため、子の戸籍を異動させない方もいます。しかし、心情的に母と子の戸籍を一緒にしたいという方や、父が転籍届を出した場合には同じ戸籍にいる子も一緒に異動してしまい、母の知らないうちに子の本籍地を変更されたくないと考える方や、<u>離婚の際に母が旧姓に戻ったため母と子の氏が異なってしまうことに支障がある</u>という理由で子を母の戸籍に異動し、母の氏に変更したいと考える方もいます。
- ・就学中の子がいる場合、学校によっては戸籍上(=住民票上)の氏(父の氏)とは違う氏(母の氏)を使用できるところもあるようです。各学校にご相談ください。
- ・子を母の戸籍と一緒にしたい、または母と同じ氏を名乗りたいという場合はP.2~3を参照し、手続きを行ってください。

【子を母の戸籍に異動させる(母の氏を名乗る)には】

家庭裁判所の許可を得たあと、**市役所に「入籍届」**を出すことによって、子は母が筆頭者である戸籍に入り、母の氏を名乗ることができます(申立て中に、他の戸籍の届出をしないでください)。下記①~③は、離婚届出後、戸籍への離婚の記載が完了してから手続きしてください。

①家庭裁判所に「子の氏の変更許可の申立て」を行う。

申立ては子が15歳未満の場合は親権者が、15歳以上の場合は子本人が行います。

裁判所に行かれる前に、必要書類等を必ず裁判所にお問い合わせください。

~必要書類~

- 1. 子が在籍している戸籍謄本(父母の離婚が記載され、発行から3か月以内のもの)1通
- 2. 離婚により新たに編製された母の戸籍謄本(発行から3か月以内のもの)1通
- 3. 収入印紙(子一人につき800円) ※裁判所(立川支部)内では購入できません。事前に郵便局等で購入してください。
- 4. 連絡用郵便切手(金額は申立てをする裁判所にご確認ください。)
- 5. 申立書(様式は裁判所のホームページにあります。)
- 6. 印鑑

②家庭裁判所から後日郵便で送られてくる許可の審判書の謄本を受け取る。

③市役所に入籍届を提出する。

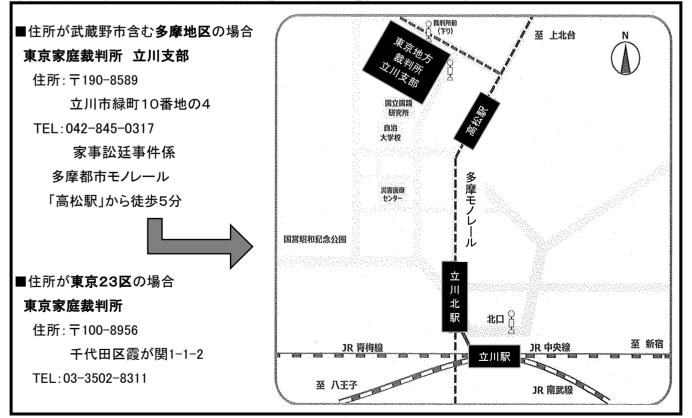
入籍届の届出人は子が15歳未満の場合は親権者、15歳以上の場合は子本人です。

入籍届は子または母の現在の本籍地及び住所地、一時的に滞在している所のいずれの市区町村窓口で も届け出ることができます。支援措置を受けている方は届出前に必ずご相談ください。

~必要書類~

- 1. 入籍届(市役所及び市政センターにあります。全国共通の様式です。1人につき1枚記入の上持参してください。)
- 2. ②の家庭裁判所の許可の審判書の謄本(原本)

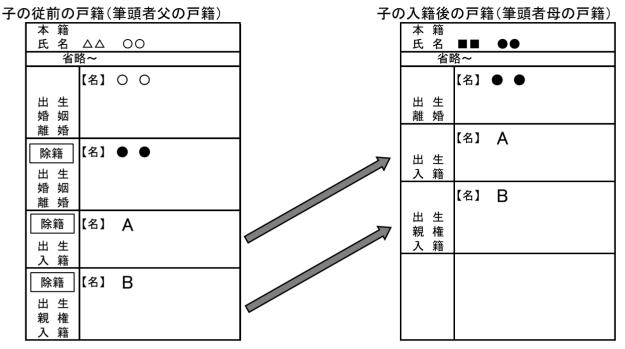
家庭裁判所は申立人の住所により管轄が違います。以下を参照してください。



【入籍届出後の戸籍について】

入籍届出後、関連する本籍地の市役所にてそれぞれ内容確認等がされた後、戸籍に内容が反映されます。 子は入籍の記載がされた上で父が筆頭者の戸籍から除籍され、母の戸籍に入ります。母の戸籍に入る=筆頭者 である母の氏(下記例では■■)を名乗ることになります。

~入籍届出後の戸籍~



【離婚届~入籍届出後の各種証明書について】

- ・離婚届及び入籍届を武蔵野市に届出した場合、都度、各種証明書の発行が可能になるまでに日数を要します。特に届出前または後の戸籍を記載する本籍地が他市区町村の場合は数週間を要する場合があります。予めご了承ください。
- ・住所が武蔵野市の場合、ひとり親家庭等の手当の手続きに戸籍謄本や受理証明書等が必要な場合があります。離婚届提出後、なるべく早めに子ども子育て支援課へご相談の上、提出が必要な書類をご確認ください。

【お問い合わせ先】

戸籍の届出方法や武蔵野市の戸籍に届出 の内容が反映されたかどうかについて	市民課戸籍係 TEL:0422-60-1840(直通)	
戸籍謄本や住民票等証明書の取り方等 について	市民課市民係 TEL:0422-60-1839(直通)	
子どもに関する手当等について	子ども子育て支援課手当医療係 TEL:0422-60-1963(直通)	
ひとり親に関する支援・相談等について	子ども子育て支援課子ども家庭相談・ひとり親支援担当 TEL:0422-60-1850(直通)	